



## 会計年度任用職員の募集（旧臨時職員、日日雇用職員、嘱託職員）

問 総務課 ☎ 24-2222 内線 215

法改正に伴い、これまでの臨時職員、日日雇用職員、嘱託職員は「会計年度任用職員」として新たな制度に生まれ変わります。主な変更点は、通勤手当や期末手当の支給、休暇制度の拡充、地公法の適用（義務、処分など）です。

市では、次の会計年度任用職員を募集しています。詳しくは市ホームページまたはハローワークにてご確認ください。

職 種	仕事の内容	資格要件	就業場所
公民館主事	地域の公民館活動に係る事務など	特になし	金山地域公民館
図書館事務員	図書館管理運営業務	図書館司書優遇	図書館
行政事務員	受付業務、文書作成、入力作業など	特になし	下呂庁舎、星雲会館、下呂総合庁舎、竹原出張所
介護予防支援員	介護予防プラン作成など	介護支援専門員など	星雲会館（高齢福祉課）
介護保険認定調査員	要介護認定調査事務全般	介護福祉士など	星雲会館（高齢福祉課）
看護師	施設内での看護業務	看護師など	こども園、小坂診療所および小坂老人保護施設、中原診療所、馬瀬診療所、金山病院のいずれか
調理員	施設内での調理・清掃業務	特になし	学校給食センター、こども園のいずれか
保育士	保育士業務	保育士	こども園
保育所支援員	保育士の支援業務	特になし	こども園
栄養士	栄養士業務、栄養指導など	栄養士など	こども園、保健センターのいずれか
放課後児童クラブ指導員	利用する児童の活動支援業務	教諭免許など	放課後児童クラブ設置小学校
放課後児童クラブ補助指導員	利用する児童の活動支援の補助業務および放課後児童クラブ指導員の補助的業務	特になし	放課後児童クラブ設置小学校
医療事務員	診療所などの受付・会計・レセプト請求事務	医療事務など	小坂診療所および小坂老人保護施設、中原診療所、馬瀬診療所、金山病院のいずれか
保健師	保健指導、訪問指導など	保健師	保健センターなど
介護職員	施設内での看護、介護業務	介護士など	小坂診療所および小坂老人保護施設
観光施設員	施設内での全般業務	特になし	合掌村
看護助手	主に入院患者のお世話	特になし	金山病院
医療助手	受付やクラーク業務など	特になし	金山病院
用務員	施設用務員	特になし	金山病院
図書整理員	学校図書館の図書の整理	特になし	小中学校
学業支援員	小中学生の学業支援及び生活支援	特になし	小中学校
不登校対策教育指導員	教育相談・不登校生徒への支援	教諭免許など	中学校

※状況により、一覧にない職種も募集することがあります。

- ◆**共通要件** 高校卒業程度。年齢は問いません。
- ◆**勤務期間** 令和2年4月1日から令和3年3月31日（評価により最長3年まで更新あり）
- ◆**その他手当** 通勤手当。所定の勤務時間を超えて勤務した場合は期末手当（年2回）を支給します。
- ◆**申込期限** 令和2年1月29日（水）必着 ※募集がない場合は決まるまで
- ◆**選考方法** 書類選考、面接試験
- ◆**選考日** 令和2年2月初旬頃
- ◆**応募方法** 申込書と地域職業相談室の紹介状を併せて市役所総務課（人事係）へ提出してください。



## 下呂市職員（看護師）募集

問 総務課 ☎ 24-2222 内線 215

下呂市では看護師を募集しています。

- 職種など** 看護師または准看護師 1人
- 受験資格** 昭和35年4月2日以降に生まれた人、看護師または准看護師免許を有する人
- 勤務場所** 小坂診療所および小坂老人保健施設
- 採用予定日** 令和2年4月1日
- 応募方法** 所定の申込書に必要書類を添付の上、総務課人事係へお申し込みください。  
申込書は、下呂庁舎もしくは小坂診療所で受け取るか、郵送により入手できます。
- 選考方法** 職場適性検査、個人面接
- 受付期間** 決まるまで



# 生物多様性と生態系サービスについて

## 2020年は何の年？

いよいよ2020年。オリンピックイヤーとして記憶に残る1年となるのではないのでしょうか。とても楽しみです。

さて、この2020年、地球上の全ての生き物にとっても重要な1年になるということをご存じでしょうか？今年「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」という国際条約の締結国会議（COP15）が北京で開催される予定となっています。

2010年には10回目の締結国会議（COP10）が名古屋市で行われました。その際、採択された世界目標を「愛知目標」といいます。ここには外来種の根絶や生物多様性に重要な地域の保全、絶滅危惧種の保全など20項目が盛り込まれていました。今年の北京での会議では、各国における取り組みを振り返り、評価し、次のアクションについて協議する場になるでしょう。日本においても平成24年に生物多様性国家戦略を閣議決定し、この「愛知目標」に向けてさまざまな取り組みをしています。

国際条約は大きな3つの目標を掲げ、さまざまな自然資源の「持続可能な利用」を目指しています

①生物の多様性の保全

②生物の多様性の持続可能な利用

③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分

国際条約に加盟しているのは、194の国と地域で、日本は1993年5月28日に締結国になりました。

## 生物多様性とは？

さて、この「生物多様性」という言葉、具体的にどのようなもので、どうして保全していく必要があるのでしょうか？  
いろいろな生き物の存在には、どんな意味があるのでしょうか？

### 生態系サービス

ある一定地域に生息する生き物とそれらのつながりを生態系と表現しますが、こうした生態系に由来する公益的機能を「生態系サービス」といいます。

あまり意識していないかもしれませんが、よくよく考えると普段私たちが食べるもの、着るもの、住むところなど、ほとんどを生態系（自然）から得ています。農林漁業などの第一次産業は直接生態系に頼っていますし、第二次産業で必要となる原材料や燃料も、自然の中で見つけたものです。また、無数の土壌生物や微生物が廃棄物を分解したり、森林が洪水を制御したり、ハチが作物の受粉を助けたり・・・とさまざまな機能があります。

### 生物多様性

これらの「生態系サービス」の基盤となるものが、「生物多様性」です。たくさんの生き物が住み、つながっていることが重要です。そう考えると、人類が生きていくためにはとても重要な事項だと分かりますね。

人類は古来より狩猟時のタブーを設けるなど、自然の中で持続的に生きていくための知恵を有していました。しかし、爆発的に人口が増加している現代においては、「生物多様性」が急速に失われつつあります。それを守るための知恵を形にしていく必要がありますが、それが前述の生物多様性条約であり、それを実現するためのアクションプランです。オリンピックだけではなく、COP15の行方にも注目してみてくださいね。